

「中間前払金制度」の導入及び「現場代理人の兼務に関する試行」について

このたび龍ヶ崎市では、平成28年4月1日以降に起工される建設工事を対象に「中間前払金制度」の運用を開始することといたします。

また、「現場代理人の兼務に関する試行」につきましては、平成22年10月1日以降に起工された請負金額が500万円未満の建設工事等を対象に実施してきたところですが、平成28年1月1日以降は請負金額が2,500万円未満の建設工事を対象にすることをお知らせいたします。

※ 「中間前払金制度」・・・平成28年4月1日以降

※ 「現場代理人の兼務に関する試行」・・・平成28年1月1日以降

龍ヶ崎市 総務部 契約検査課

中間前払金について

1 中間前払金とは

龍ヶ崎市発注の建設工事では、1件の請負代金額が500万円以上の場合、10分の4以内の前金払の請求が出来ることになっていましたが、それに加え工事の中間段階において、10分の2以内の前金払を追加して行うものです。

※ 建設工事以外は対象になりません。

2 中間前払金の対象工事

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する龍ヶ崎市発注工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)であって、工事1件の請負代金額が500万円以上の土木建築に関する工事。

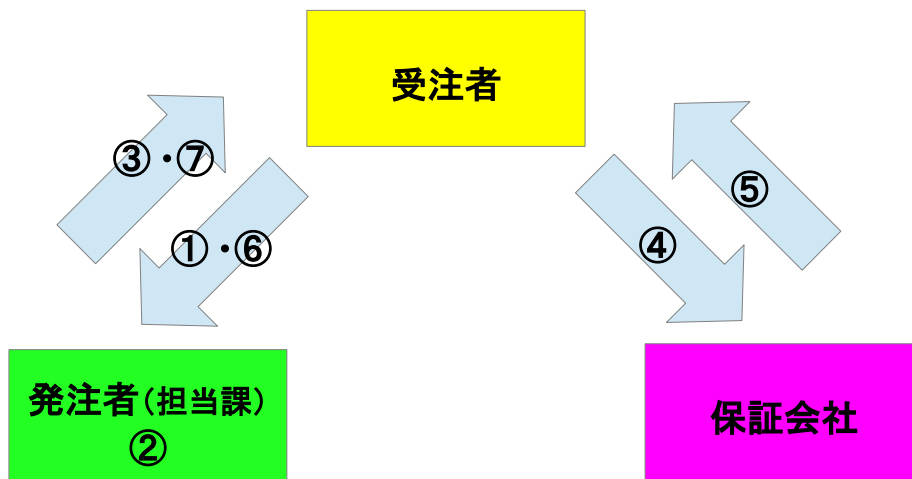
なお、当初に前払金を受領していることが必要です。

3 中間前払金の請求条件

当初に前払金を受領していて、請負代金額が1件500万円以上の土木建築に関する工事。

- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

【請求・認定等の流れ】



- ① 認定請求書等の提出 (受注者 ⇒ 発注者(担当課))
- ② 認定請求書等の審査 (発注者(担当課))
- ③ 認定調書の交付 (発注者(担当課) ⇒ 受注者)
- ④ 中間前払保証の申し込み (受注者 ⇒ 保証会社)
- ⑤ 保証証書の発行 (保証会社 ⇒ 受注者)
- ⑥ 請求書・保証証書の提出 (受注者 ⇒ 発注者(担当課))
- ⑦ 中間前金の支払い (発注者(担当課) ⇒ 受注者)

【記載例】

様式第15号(第42条の2関係)

中間前金払認定請求書

平成28年9月12日

龍ヶ崎市長 殿

受注者 住 所 龍ヶ崎市〇〇〇〇〇〇
商号又は名称 (株)〇〇〇〇〇〇
代表者名 代表取締役社長 〇〇〇〇 印

下記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを確認されたく請求します。

記

工 事 名	平成〇〇年度市道第〇-〇〇〇号線道路改良工事
工事場所	龍ヶ崎市〇〇町地内
契約年月日	平成28年7月11日
工 期	平成28年7月11日 から 平成28年10月31日 まで
請負代金額	21,600,000円
摘 要	現在の進捗状況は、次のとおりです。 ・工期は、工程表の約55.8%を完了している。 ・当該工事に係る作業に要する経費(出来高金額)は、請負代金額の約57.0%です。

【添付資料】

工事履行報告書(様式第16号)

【記載例】

様式第16号(第42条の2関係)

工事履行報告書 (中間前金払用)

平成28年9月12日

龍ヶ崎市長 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代表者名

龍ヶ崎市〇〇〇〇〇〇
(株)〇〇〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇 印

直接工事費に占める
各工種の額の構成割合

全体の予定工程に対して、報告時点(9月12日)
までに予定している工程の割合

全体の予定工程に対して、報告時点(9月12日)
までに実施した工程の割合

本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。

工 事 名	平成〇〇年度市道第〇-〇〇〇号線道路改良工事				
工事場所	龍ヶ崎市〇〇町地内				
工 期	平成28年7月11日 から 平成28年10月31日 まで				
請負代金額	21,600,000円				
工 種	① 構成比(%)	② 予定工程(%)	③ 実施工程(%)	出来高金額(円)	備 考
道路土工	20.0	80.0	80.0	3,200,000	請負代金額(税抜き) ×①構成比(%) ×③実施工程(%)
排水構造物工	20.0	70.0	70.0	2,800,000	
カルバート工	15.0	100.0	100.0	3,000,000	
舗装工	15.0	0.0	0.0	0	【条件確認(その3)】 既に行われた作業に要 する経費が請負代金額 の2分の1以上か。 出来高金額が請負代 金額の2分の1以上か
区画線工	10.0	0.0	0.0	0	
防護柵工	10.0	60.0	60.0	1,200,000	
仮設工	10.0	60.0	60.0	1,200,000	
小 計	100.0			11,400,000	
消費税及び地方消費税額				912,000	請負代金額 との比率
合 計 金 額				12,312,000	(57.0)%

【注意事項】

- 構成比は、直接工事費に占める各工種ごとの構成割合を、予定及び実施工程は報告時点の状況を、出来高金額は工事価格(請負代金額から消費税及び地方消費税を控除した金額)に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものを、請負代金額との比率は請負代金額に対する出来高金額の合計金額の割合を、それぞれ記入すること。なお、実施工程が確認できる資料(予定工程表に実施工程を記入したもの等)を添付すること。
- 実施工程の計は50%以上、請負代金額との比率は50%以上であること。

建設工事等の現場代理人の兼務に関する試行について

みだしのことについて、建設工事及び施設の維持管理業務委託(以下「建設工事等」という。)において、龍ヶ崎市契約規則第23条第1項に規定する「建設工事請負契約書」第10条第2項の規定にかかわらず、試行として当分の間、下記により現場代理人の兼務に関する取扱いを行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 現場代理人の兼務を認める建設工事等

- (1) 公共事業であり、現場が龍ヶ崎市内にあること。
(国又は他の地方公共団体発注の工事との間においても、当該機関が兼務を認める場合は兼務ができるものとする)
- (2) 兼務できる件数は2件まで。
- (3) 建設工事は2,500万円未満、除草等の業務委託は金額を問わない。
- (4) 現場代理人は常時連絡を取れる体制を保ち、一方の現場に偏ることなく、現場の適切な運営及び取締りを行い、契約の履行に支障がないようにすること。

2. 兼務の承認手続き

契約検査課に現場代理人の兼任届(様式第1号)を提出。

3. 適用

平成28年1月1日以降に起工する建設工事等に適用する。

(注) 現場代理人を兼務することにより、現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼務の承認取り消し、工事成績への反映、指名停止など必要な措置を講ずる場合があります。

現場代理人、主任技術者又は監理技術者の兼務について

		専任を要しない工事 (注1)		専任を要する工事 (注2)		
		現場代理人	主任・監理 技術者	現場代理人	主任・監理 技術者	
同一工事	現場代理人			兼務可	兼務可	
	主任・監理技術者	兼務可		兼務可		
別途工事	専任を要しない工事 (注1)	現場代理人	兼務可 (注3)	兼務可	兼務不可 (注4)	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務可	兼務可	兼務不可	兼務不可
	専任を要する工事 (注2)	現場代理人	兼務不可 (注4)	兼務不可	兼務不可 (注4)	兼務不可
		主任・監理技術者	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可

注1 : 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が2,500万円未満の工事
(建築一式工事は5,000万円未満の工事)

注2 : 主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負金額が2,500万円以上の工事
(建築一式工事は5,000万円以上の工事)

注3 : 龍ヶ崎市内の現場に限り兼務することが可能

注4 : 直接管理が可能な同一敷地内で施工する建設工事等のみ兼務することが可能
(参照: 龍ヶ崎市建設工事等現場代理人の常駐義務緩和措置に関する要領)

【参考】 2,500万円未満の工事において現場代理人の兼務が可能な例

	例1		例2		例3	
	工事1	工事2	工事1	工事2	工事1	工事2
現場代理人	Aさん	Aさん	Aさん	Aさん	Aさん	Aさん
主任技術者	Aさん	Aさん	Aさん	Bさん	Bさん	Bさん

2つの工事の現場代理人と主任技術者を1人が兼務する場合

同一工事の現場代理人と主任技術者、別工事の現場代理人を1人が兼務する場合

2つの工事の現場代理人を1人が兼務し、2つの工事の主任技術者を別の1人が兼務する場合

	例4		例5		例6	
	工事1	工事2	工事1	工事2	工事1	工事2
現場代理人	Aさん	Aさん	Aさん	Bさん	Aさん	Bさん
主任技術者	Bさん	Cさん	Aさん	Aさん	Cさん	Cさん

2つの工事の現場代理人を1人が兼務し、それぞれ別の者が主任技術者となる場合

同一工事の現場代理人と主任技術者、別工事の主任技術者を1人が兼務する場合

2つの工事の主任技術者を1人が兼務し、それぞれ別の者が現場代理人となる場合